

2010年6月17日

陳 情 書

沖縄県議会

議長 高嶺善伸 殿

〒105-0001

東京都港区虎ノ門2丁目5番4号

末広ビル5階

特定非営利活動法人

トラ・ゾウ保護基金

理事長 戸川久美

国指定特別天然記念物であるイリオモテヤマネコ（西表島）、カンムリワシ（八重山）、国指定天然記念物であるヤンバルクイナ（やんばる）、ケナガネズミ（やんばる）等が犠牲になる交通事故が、多発している。これは、沖縄県の生物多様性および自然環境の危機を象徴する事態である。

たとえばイリオモテヤマネコの場合、1978年から2010年（5月）までの32年の間に51件の交通事故が報告されている。交通事故件数は、90年代までは年間1件強のペースだったものが、2000年代に入って2件近くに増加、2010年には1月、2月、4月、5月と、立て続けに4件の発生が報告されている（死亡確認3件）。

これまで、沖縄県、関係市町村、環境省をはじめ、関係機関および民間組織が絶滅危惧種の交通事故防止のために様々な取り組みを行ってきた。その努力にもかかわらず、現在の極めて憂慮すべき状況に立ちいたり、環境省も、2010年6月3日に非常事態を宣言するにいたっている。

これら絶滅危惧種の交通事故防止を推進するためには、自動車利用者が速度制限を含む交通法規の遵守を徹底することはもちろん、自らの運転行為が尊く貴重な絶滅危惧種の命を危険にさらすことを認識し、いっそうの安全運転をこころがけるとともに、関係行政機関・団体が連携し、

実効性のある取り組みを図ることが求められている。

沖縄県および関係市町村は、絶滅危惧種の交通事故を効果的に防止する観点から、環境省および研究機関等と連携し、法律の範囲内で都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準、道路標識の寸法等に係る基準を見直すとともに、道路管理においても絶滅危惧種に「やさしい」運用をいっそう強化する必要がある。県警は、沖縄県、環境省等の関係機関と連携し、速度制限違反を含む交通取締りを徹底することが必要である。道路運送にかかわる事業者、とりわけ必ずしも当該地域の道路交通事情に精通していない一時的滞在者の自動車利用にかかわるレンタカー事業者においては、顧客である自動車利用者が絶滅危惧種の交通事故をより確実に回避できる効果的な措置をとることが必要である。最後に、沖縄県をはじめ上記すべての関係機関・団体は、緊密に連携して交通法規遵守の普及啓発をいっそう徹底することが必要である。

本年は「国際生物多様性年」である。しかも10月18日から29日にかけて、名古屋で、「生物多様性に関する条約」第10回締約国会議が開催される。そこでは、各国における国、地方公共団体、企業、民間非営利組織等の各セクターの行動が国際的に注視される。貴重な絶滅危惧種が多数生息する沖縄県においては特に、生物多様性保全の取り組みを一層強化することが重要である。

よって、沖縄県議会におかれては、憂慮すべき状況にある絶滅危惧種の交通事故問題に対し危機感を持って臨み、県を初めとする関係機関・団体との連携強化等により、絶滅危惧種の交通事故防止に率先して取り組まれることを強く求めるものである。

上記のとおり陳情いたします。

以上

【担当者】坂元雅行（トラ・ゾウ保護基金 事務局長）

電話 03(3595)8089

FAX 03(3595)8090

E-mail yukisakamoto@jtef.jp